

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月24日
【会社名】	株式会社ニーズウェル
【英訳名】	Needs Well Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松岡 元
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
【電話番号】	03-6265-6763 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 田畠 更二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
【電話番号】	03-6265-6763 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 田畠 更二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

2025年12月23日開催の当社第39期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年12月23日

- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12.0円 総額454,489,224円

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月24日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、その他所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

松岡元、田畠更二、新井千波、小座間達也を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

加藤和彦、丹羽厚太郎、安岡護、佐藤茂を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300,000千円以内と決定する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内と決定する。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬等の総額を年額50,000千円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年80,000株以内と決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	235,477	1,578	-	(注) 1	可決 91.35
第2号議案	235,959	1,096	-	(注) 2	可決 91.54
第3号議案					
松岡元	233,371	3,684	-	(注) 3	可決 90.54
田畠更二	233,387	3,668	-		可決 90.54
新井千波	233,308	3,747	-		可決 90.51
小座間達也	233,366	3,689	-		可決 90.54
第4号議案					
加藤和彦	235,210	1,845	-	(注) 3	可決 91.25
丹羽厚太郎	235,236	1,819	-		可決 91.26
安岡護	235,081	1,974	-		可決 91.20
佐藤茂	235,154	1,901	-		可決 91.23
第5号議案	232,255	4,800	-	(注) 1	可決 90.10
第6号議案	234,635	2,420	-	(注) 1	可決 91.03
第7号議案	231,609	5,446	-	(注) 1	可決 89.85

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上